

都市計画道路 大西大通り線に関する 近隣住民説明会

会 場：緑区合同庁舎

開催日：令和8年4月19日（日）
4月22日（水）

相模原市 都市建設局 リニア拠点整備事務所
リニアまちづくり課

- 1 市長から地権者・住民の皆様へ
- 2 まちづくりの最近の動向について
- 3 大西大通り線の必要性や効果等について
- 4 今後の事業の進め方について

【質疑応答】

01

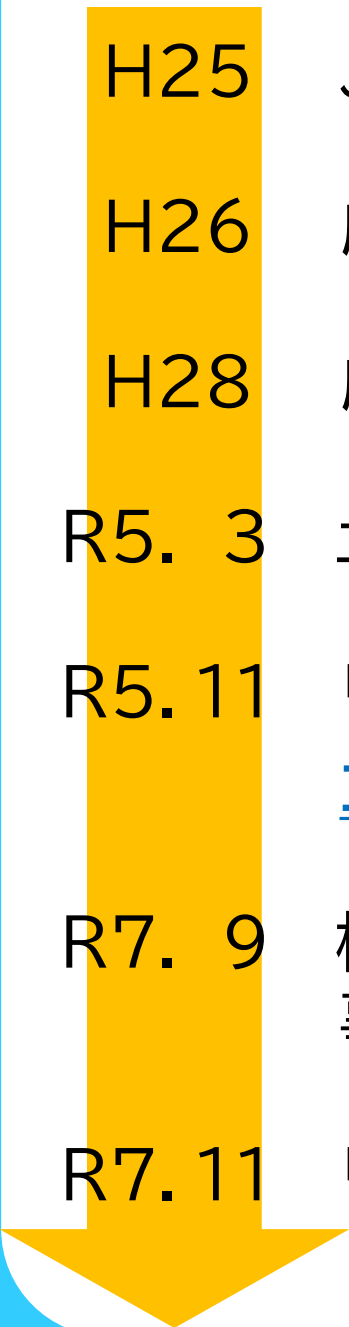
市長から
地権者・住民の皆様へ

02

まちづくりの
最近の動向について

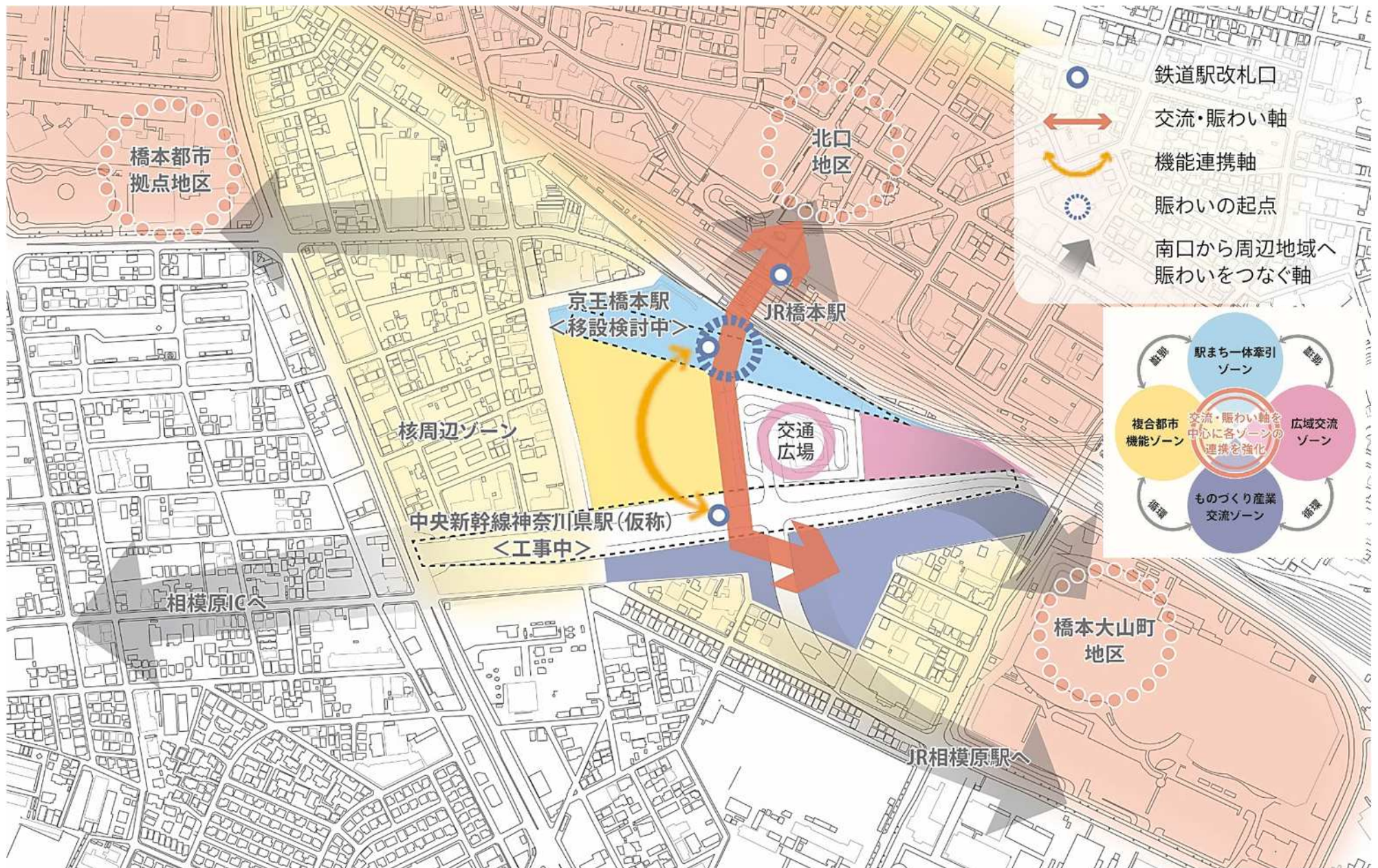
2. まちづくりの最近の動向について

これまでのまちづくりの経過

- 
- H25 JR東海による、橋本駅南口へのリニア駅設置発表
 - H26 広域交流拠点都市推進戦略・広域交流拠点基本計画策定
 - H28 広域交流拠点整備計画策定
 - R5. 3 土地区画整理事業・街路事業の都市計画決定・変更
 - R5. 11 リニア駅周辺まちづくりガイドライン策定
コンセプト「リニアでつながる 一歩先の未来を叶えるまち橋本」
 - R7. 9 橋本駅南口土地区画整理事業(施行者:UR都市機構)の事業計画認可
 - R7. 11 リニア駅周辺まちづくりガイドライン(概要版)策定

2. まちづくりの最近の動向について

まちづくりの骨格図



2. まちづくりの最近の動向について

コンセプト

リニアでつながる
一歩先の未来を叶えるまち橋本

くらしを変える
先端技術の拠点となる



広域の産業・研究開発機能と連携する拠点を形成し、生活支援技術をはじめとした、先端技術がそばにあるまちを目指します。

新たな価値を
創造する土壌がある



リニアがもたらす人々の交流や活動の圏域の拡大を生かし、まちに集まる多様な人々をつなぎ、出会いの連鎖を引き起こすことで新たな価値を創造します。

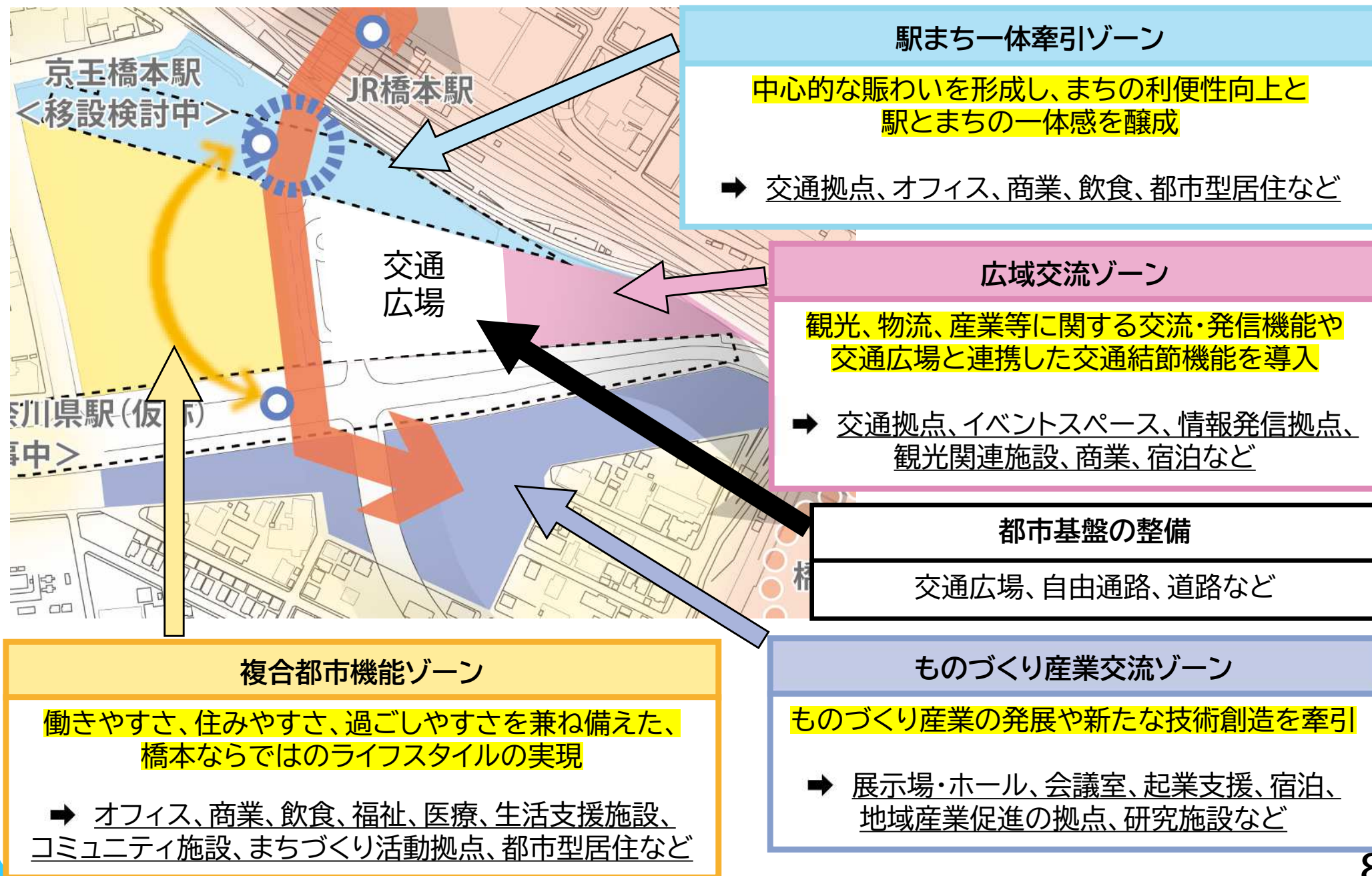
環境共生型ライフを
実現できる



都市部での脱炭素型まちづくりと豊かな自然環境との連携により環境共生型ライフスタイルの実現を目指します。

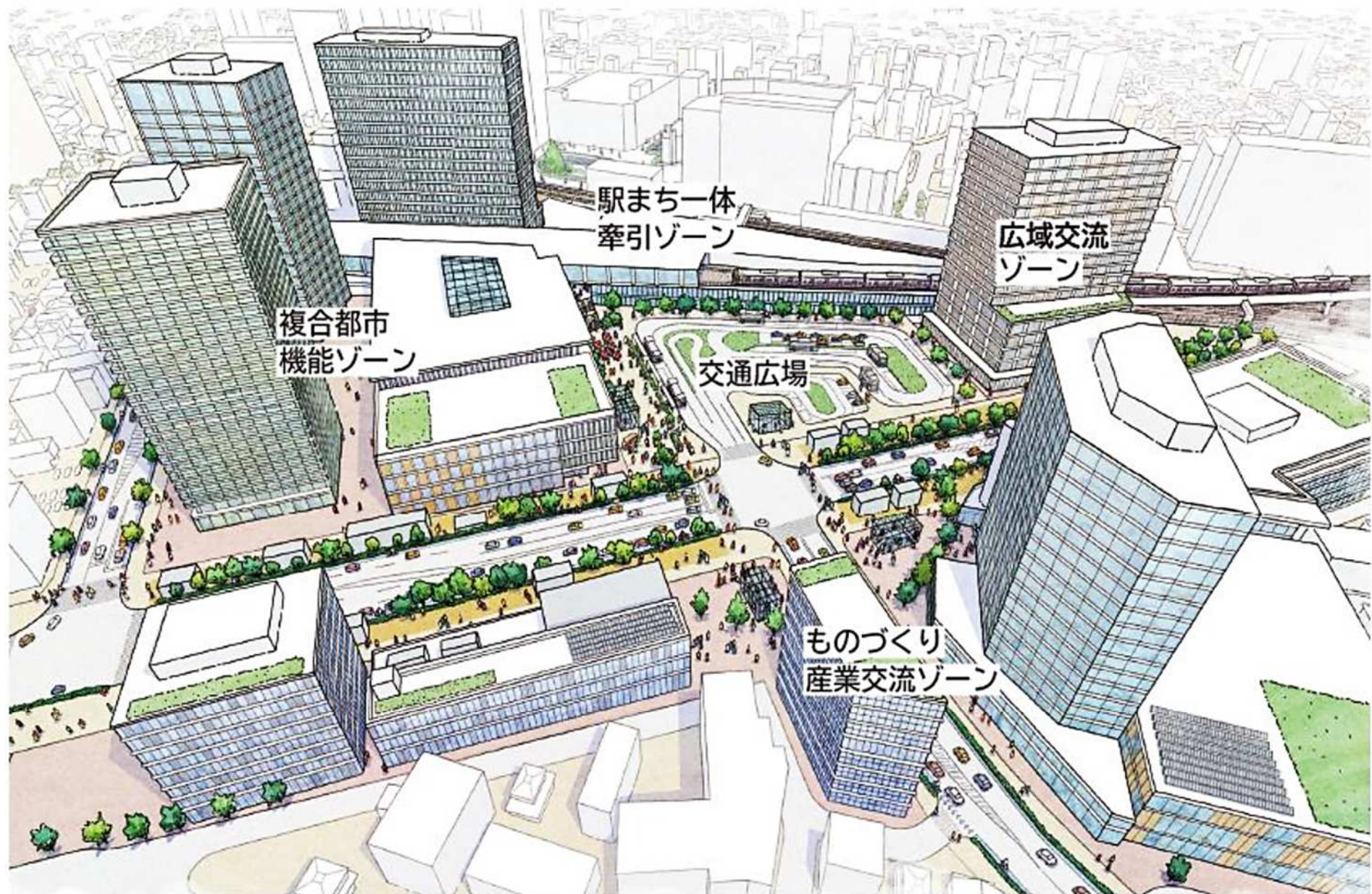
2. まちづくりの最近の動向について

まちづくりの各ゾーンの特徴と想定される施設例



2. まちづくりの最近の動向について

まちづくりガイドラインに基づく土地利用のイメージ



注) このイメージ図は、まちづくりガイドラインに記載の内容を踏まえて本地区の将来の土地利用をイメージしたものであり、施設配置や高さなど、具体的な開発計画に基づくものではありません。

2. まちづくりの最近の動向について

リニア拠点整備事務所・用地補償班の緑区合同庁舎への移転

地権者や近隣住民の皆様により近い場所で業務を行うため、リニア拠点整備事務所の一部(用地補償班)を緑区合同庁舎5階に移転しました。



引き続き、地権者・住民の皆様のご相談の窓口となります。
電話: 042-703-0405(直通)

03

大西大通り線の
必要性や効果等について

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

橋本駅周辺整備推進事業の概要について

➡土地区画整理事業の区域決定、6つの道路の都市計画決定・変更(令和5年3月)



【3・3・8号大西大通り線】

路線全線の代表幅員22m



路線名	代表幅員
大西大通り線	22.0m
橋本相原線	23.5m※交差点部
橋本西通り線	22.5m
橋本駅南口駅前通り線	49.0m
橋本駅東通り線	49.0m
橋本駅氷川線	22.5m

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

大西大通り線の必要性①

➡ 圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能を向上させるために必要

リニア中央新幹線



三大都市圏(東京圏、名古屋圏、
大阪圏)を結ぶ新たな産業軸

×

圏央道



首都圏における研究・
物流軸



「情報・人材・文化」
国内外からの
交流の要衝

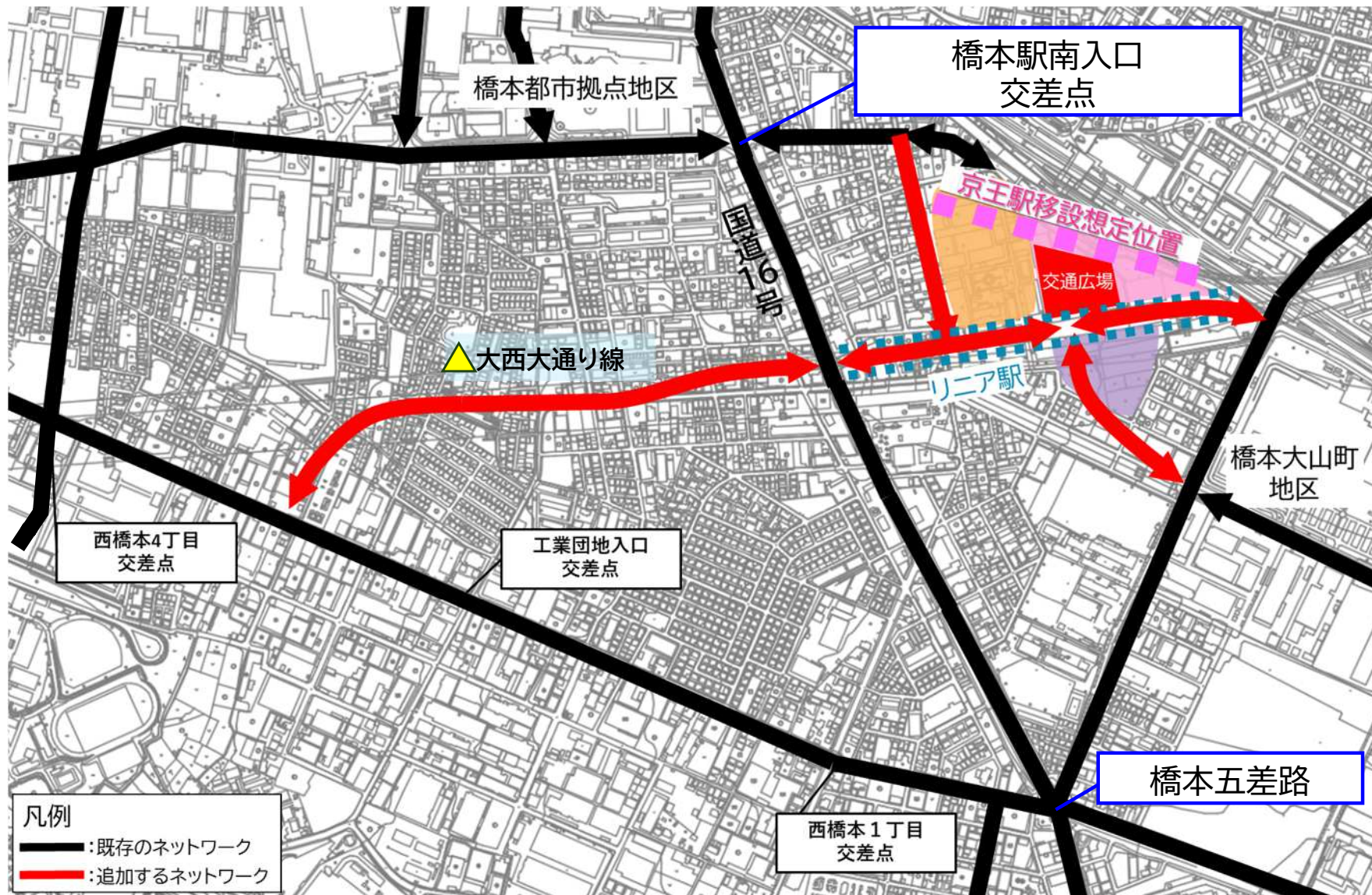
橋本駅周辺から相模原インターチェンジ方面への直達性を高めることにより、
多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を創出するなど、周辺都市間との
交流・連携を支える道路として必要。

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

大西大通り線の必要性②➡

周辺道路の交通の円滑化のために必要

現在、駅周辺の道路は慢性的に渋滞しており、今後のまちづくりに起因する交通の増加により、更に負荷をかけることが出来ない。



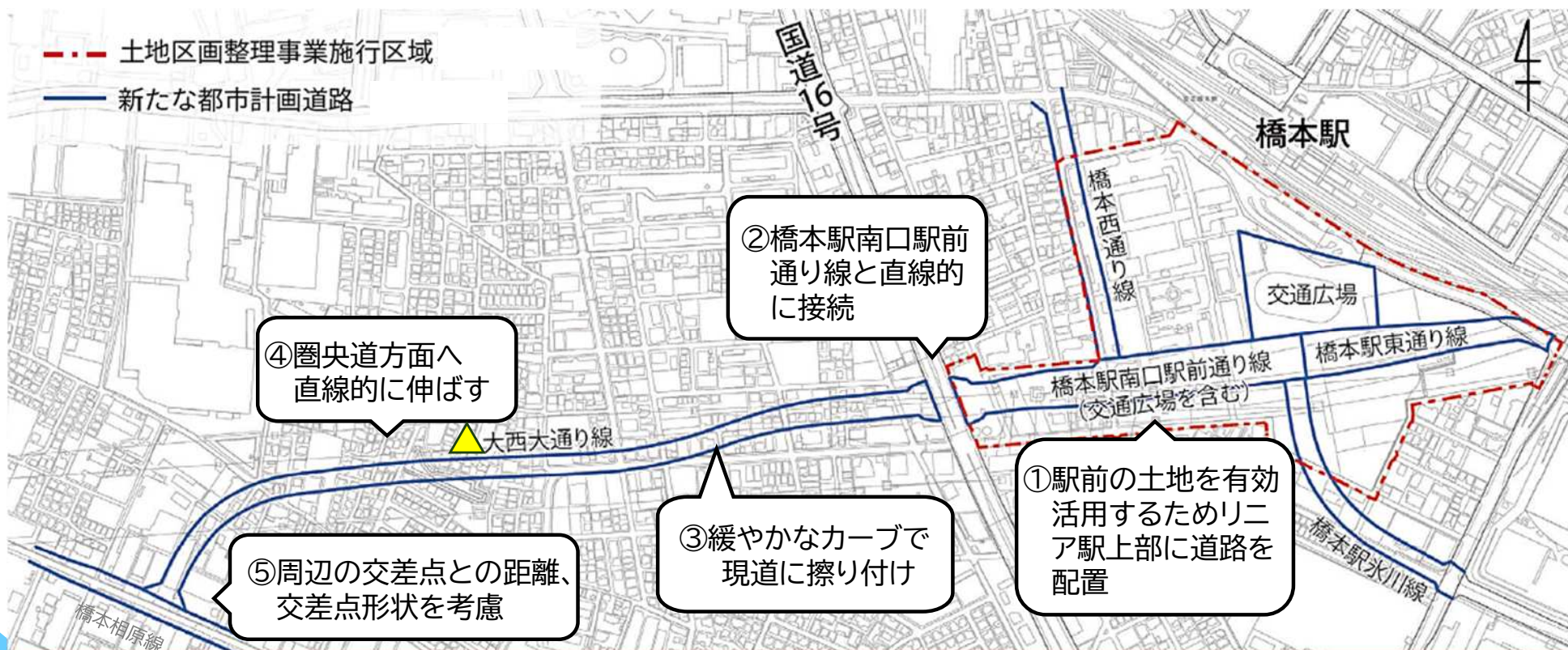
3. 大西大通り線の必要性や効果等について

道路の線形の基本的な考え方

- 道路の構造に関する各種法令に準拠して、幅員などを確保
- 交通管理者(警察)等との協議により安全性と円滑な交通処理を確保
- 経済性(現道の利用や大規模構造物を避ける等)や土地利用を考慮

▼ 上記を踏まえて都市計画決定された線形となっている

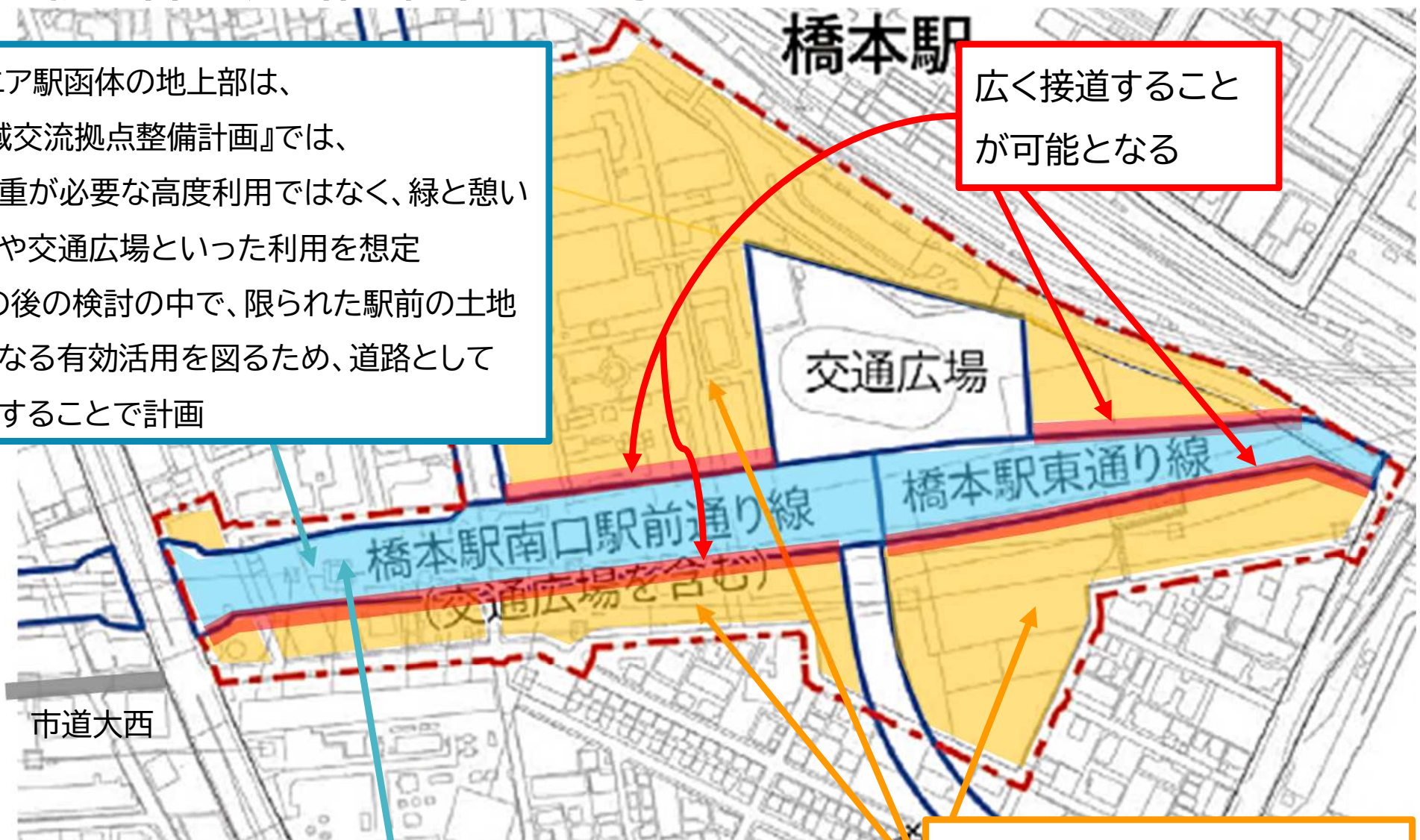
▼ 大西大通り線の線形には国道16号以东の整備方針が影響



3. 大西大通り線の必要性や効果等について

リニア駅上部に道路を配置した考え方

- ・リニア駅函体の地上部は、『広域交流拠点整備計画』では、耐荷重が必要な高度利用ではなく、緑と憩いの軸や交通広場といった利用を想定
- ・その後の検討の中で、限られた駅前の土地の更なる有効活用を図るため、道路として利用することで計画



駅前空間における道路の線形を全線にわたり直線的に整備することにより、安全かつ円滑な交通の確保が可能となる

高度利用が図れる土地を広く確保することが可能となる

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

工区分けについて

国道16号から西橋本2丁目交差点までの区間を第一工区として設定し、先行して開通出来るよう、**第一工区について、現在、事業認可申請**を行う調整を進めており、令和15年3月末の完成に向けて事業を進めてまいります。

西橋本2丁目交差点から西側については、橋本相原線の該当箇所も含めて後続工区として、第一工区の進捗状況を踏まえて事業認可申請を行い、事業に着手する予定です。



【大西大通り線(現計画)と現道拡幅案の比較②】

(1) 事業費・・・現道拡幅案の方が13億円(約7%)低額

- ・現計画の事業費は176億円
- ・現道拡幅案の事業費は163億円

(2) 補償戸数・・・現道拡幅案の方が53棟(25戸)少ない

- ・現計画の補償戸数は109棟(120戸)
- ・現道拡幅案の補償戸数は56棟(95戸)

(3) 直達性・・・現計画の方が走行距離で約130m、走行時間で約40秒短縮

(国道16号～(仮)西橋本三丁目交差点間での比較)

また、現計画は橋本相原線との交差点形状がT字となるため、対向車の影響を受けず、インターチェンジ方面への右折がスムーズになる。

【大西大通り線(現計画)と現道拡幅案の比較③】

(4)費用便益分析(B/C)※

大規模事業評価（令和3年度）における現計画のB/Cと、同一条件で現道拡幅案のB/Cを算出し、比較した結果は次のとおり。

現計画 1.56 > 現道拡幅案 0.78

現道拡幅案は、B/Cが1.0を下回ることから、整備等に要する費用に見合う効果が見込めない。

※費用便益分析(B/C)

事業実施により見込まれる走行時間短縮等の効果を金額化した便益（ベネフィット：「B」で表記）と整備等に要する費用（コスト：「C」で表記）を算出し、便益を費用で除し、その値が1以上なら整備等に要する費用に見合う効果があるとする検証方法

(5)土地利用の有効性・・・

リニア駅函体上を道路（橋本駅南口駅前通り線）として活用することで、現計画の方が高度利用可能な宅地が約4,500㎡広くなる。

【将来展望、人口推計を見据えた大西大通り線の必要性】

将来のリニア開業を見据え、橋本駅周辺から相模原IC方面へのアクセス性を高め、人や企業を呼び込み、更なる交流を創出するため、周辺都市間との交流・連携を支える道路が必要です(自動車移動による同駅の60分圏域人口は約985万人)。

相模原市全体では、人口減少が見込まれるものの、橋本駅周辺ではまちづくりの進展による交通量の増加(約18,500台/日)を見込んでいます。さらに、現在も駅周辺の国道16号は、国が定める主要渋滞箇所指定されており、負荷の軽減が課題となっています。

大西大通り線は、広域ネットワークの形成や周辺道路の交通円滑化を図るために必要であり、上記(3)(4)(5)の効果も期待されることから、整備事業の推進を図る必要があると考えています。

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

追加説明資料に対するご質問の主な内容①

●大西大通り線(現計画)と現道拡幅案の比較について

Q：大西大通り線（現計画）と現道拡幅案の大きな違いは。

A：



大西大通り線（現計画）は、市道大西などの既存の道路に加えて、新たなルートによる幹線道路を新設整備するものです。

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

追加説明資料に対するご質問の主な内容②

●大西大通り線(現計画)と現道拡幅案の比較について

Q：現道拡幅案の幅員を22mにした理由は。

A：大西大通り線は、周辺都市間との交流・連携を支える広域連携軸として位置づけており、単なる生活道路ではなく、大型車やバスが安全・円滑に通行できる車道幅員を確保し、歩行者・自転車の安全な通行空間や植栽帯も含め、幅員を22mとしています。

こうしたことから、大西大通り線（現計画）との比較案である現道拡幅案についても、幅員を22mとしています。

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

追加説明資料に対するご質問の主な内容③

●大西大通り線(現計画)と現道拡幅案の比較について

Q：1台あたり40秒の時間短縮のために道路をつくるのか。

A：約40秒の時間短縮は、大西大通り線（現計画）の効果を具体的にお示しするため、現道拡幅案と比較した結果となります。

個々では小さな効果ですが、数千台規模の交通に長期間作用することで、大きな効果となります。

また、橋本駅周辺から相模原IC方面への安全・円滑な移動を確保することで、人や企業の交流を促進し、まちづくりの効果の最大化が期待されます。

あわせて、通勤・通学や物流の円滑化など、地域の利便性向上にも寄与するものと考えています。

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

追加説明資料に対するご質問の主な内容④

●大西大通り線(現計画)と現道拡幅案の比較について

Q：事業費や補償戸数で優位な現道拡幅案を採用しない理由は。

A：現道拡幅案は、大西大通り線（現計画）と比べ、事業費や補償戸数で優位であるものの、費用便益分析（B/C）が1.0を下回るため、投資費用に見合う効果が得られません。一方、大西大通り線（現計画）は、B/Cが1.0を上回り、投資費用に見合う効果が得られるほか、直達性や駅周辺の土地利用の有効性の面でも効果が得られます。

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

追加説明資料に対するご質問の主な内容⑤

●将来展望、人口推計を見据えた大西大通り線の必要性について

Q：人口は減るのに、周辺道路の交通円滑化が必要な理由は。

A：リニア開業により、橋本駅周辺では来訪者の増加が見込まれ、また、まちづくりの進展により新たな人の交流を創出する方針であることから、自動車利用が必ずしも減少するとは考えていません。

人口減少下にあっても、拠点性や地域活力を維持する観点から、大西大通り線の整備による相模原 I C とのアクセス機能の向上や円滑な交通環境の確保が必要です。

なお、人口減少下にあっても、将来の自動車利用は一概に減少しないとする調査結果※も示されています。

※第6回東京都市圏パーソントリップ調査

新たなライフスタイルを実現する人中心のモビリティネットワークと生活圏（R3.3）

東京都市圏交通計画協議会

3. 大西大通り線の必要性や効果等について

追加説明資料に対するご質問の主な内容⑥

●その他（リニアの開業とまちづくりや道路整備について）

Q：リニアの開業は遅れると聞いており、駅周辺のまちづくりや道路整備を急ぐ必要はないのではないかと。

A：現状、ＪＲ東海からはリニアの開業時期は明示されていませんが、市としては、リニアの開業を見据えた中で、駅周辺のまちづくりや大西大通り線の整備を着実に進めていく必要があると考えています。

04

今後の事業の
進め方について

4. 今後の事業の進め方について

事業の今後の予定について

- ▶ 引き続き、職員による戸別訪問を通じて、事業のご説明や、ご不安に思われている事などをお伺いします。
- ▶ ご承諾いただいた方の土地について用地測量を実施します。
- ▶ 第一工区の測量がお済の方の中からご意向を確認の上、順次、補償調査を実施し、補償費の金額をお伝えします。
- ▶ 今後、第一工区について、都市計画法に基づく事業認可の申請を行ってまいります。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします

4. 今後の事業の進め方について

都市計画法に基づく事業認可について

決定した都市計画事業については、適正な事業期間を定め、円滑な事業推進を図るため、市が神奈川県知事の認可を受けて事業を施行します。認可を取得することで次の制限等が生じます。

- 建築等の制限(都市計画法第65条)

既に道路法において同様の制限が生じています。

事業地内で土地の形質変更、建築物の建築や工作物の建設等を行おうとするときは、市長の許可が必要となります。

- 土地建物等の売買の届出(都市計画法第67条)

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、施行者(相模原市)への届出が必要となります。

- 土地収用法の適用(都市計画法第69、70条)

事業認可の告示をもって、土地収用法の規定が適用されます。

4. 今後の事業の進め方について

今後の事業スケジュール

- 引き続き、職員による戸別訪問を実施します。
- 事業の節目において適宜説明会を開催します。

第一工区

用地測量

補償調査/用地取得

※用地取得の進捗状況により、
取得できた所から前倒して工事
を実施していく場合があります。

R8.4
説明会
(本日)

県へ事業
認可申請

R12.4
工事開始※

R15.3
工事完了

後続工区

用地測量

第一工区の進捗状況を踏まえて
事業認可手続に着手予定

(補償調査/用地取得※)

補償調査/用地取得

R8.4
説明会
(本日)

※後続工区の用地取得について
第一工区の整備期間中であっても早期に土地の売却や
引っ越しを希望する場合は ご相談ください。

【不動産情報の提供に係る取組、運用方法】

情報提供後においても、市が継続的に関われる体制として運用してまいります。 ※情報提供をご希望の方は、リニア拠点整備事務所までご相談ください。

- 権利者の方の同意のもとに随時状況を把握
- 権利者の方の希望に応じて不動産業者との相談の場に同席

<不動産情報の提供のイメージ>



4. 今後の事業の進め方について

ご移転をお願いするにあたって

- ▶ 土地・建物等への適切な補償を行います。
- ▶ 不動産関係団体とも連携して移転先となり得る物件情報の提供を行います。
- ▶ 市として移転先の確保や代替地対策に主体的かつ積極的に取り組みます。
- ▶ ご移転にあたっての様々なご不安やご心配事には、市職員が丁寧に対応します。

こうした取組を継続的かつ責任をもって行ってまいります

ご説明は以上でございます